

別紙 3

公 示 送 達 書		告示第 4 号
令和 8 年 6 月 22 日		
下記の書類は、当児童相談所に保管してありますから、来所のうえ受領してください。		
茨城県土浦児童相談所長		
送達を受けるべき者の氏名	中村 博	
送達する書類の名称	児童福祉法第 56 条第 2 項に基づく書類	
(注意) 地方自治法第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったとみなされます。		